

今すぐ始める
軽減税率対策

小売/卸売
向け



今すぐ始める
軽減税率対策



小売/卸売
向け

8%?
10%?



2019年10月
軽減税率スタート



日本商工会議所
各地商工会議所

2019年10月から実施される消費税率の 引上げ・軽減税率制度への具体的な対策を進めましょう

● 自社への影響を把握し、早急に具体的な対策を進めましょう!!

政府は、2019年10月1日に消費税率を10%へ引上げると同時に、消費税軽減税率制度を実施する予定です。

消費税率引上げによる消費マインドの冷え込みや消費税率引上げ分の価格転嫁ができない場合には、利益が減少することが懸念されます。また、軽減税率制度の下では消費税率が2つ(10%、8%)になることから、軽減税率対象品目の区分や価格の表示方法の検討、請求書等の記載事項の追加に加え、適用税率ごとの区分経理の実施など、経理処理等の事務負担が増加することとなり、事業者にとって新たな負担が発生するとともに、消費の現場では事業者・消費者の双方で様々な混乱が生じることが想定されます。

本小冊子では、特に大きな影響を受けることが予想される小売業／卸売業について、価格表示やイートインへの対応、請求書等への記載事項の追加など、具体的な対策を簡潔にまとめてご紹介しています。

紙面の都合もあり、ポイントを絞って掲載していますので、業種に関わらない全体像は、「中小企業のための消費税軽減税率制度導入と消費税転嫁対策(2018年10月発行)」をあわせてご覧ください。

中小企業・小規模事業者の皆様におかれましては、本冊子をご活用いただき、自社にどのような影響があるのか把握し、早急に具体的な対策を進めていただく一助にいただければ幸いです。



● 消費税軽減税率制度のご相談は、最寄りの商工会議所へ

全国の商工会議所では、「消費税軽減税率・転嫁対策相談窓口」を設置し、軽減税率制度に対する国の支援施策のご紹介をはじめ、経営に関する様々なご相談に対応しています。是非、最寄りの商工会議所にご相談ください。

最寄りの商工会議所はこちらから検索いただけます

<https://www5.cin.or.jp/ccilist/search>

今すぐ始める軽減税率対策〈小売／卸売向け〉 ～目次～

- 〈はじめに〉小売店における主なチェックポイント…………… P3
- 軽減税率制度の対象品目を確認しましょう
軽減税率の対象品目は?…………… P5
- 軽減税率制度導入により変更が必要な価格表示を確認しましょう
利益を確保するための工夫は?…………… P7
わかりやすい価格表示は?…………… P9
税率混在で値引きする場合の扱いは?…………… P11
商品を組合わせて販売する場合の消費税率は?…………… P13
- 軽減税率制度導入後にお客様が迷わないよう工夫しましょう
価格を誤解されないための工夫は?…………… P15
イートインに当てはまるかの判断は?…………… P17
- 軽減税率制度導入により変更となる経理処理を確認しましょう
領収書やレシートの追加記載事項は?…………… P19
資金繰りへの影響は?…………… P21
- 軽減税率制度導入により必要な従業員教育を検討しましょう
従業員教育の方法は?…………… P23
- 軽減税率制度導入により変更が必要なレジ設定を確認しましょう
レジの導入・改修の必要性は?…………… P25
具体的なレジの設定変更は?…………… P27
参考) キャッシュレス決済・消費者還元事業とは?…………… P29
- 軽減税率制度導入による卸売業への影響も確認しましょう
販売奨励金がある場合の対応は?…………… P31
受発注システム改修等の補助金は?…………… P33

レジ設定変更、導入・改修は？

▶P25、27

税率混在で値引きする
場合は？ ▶P11キャッシュレス対応の
補助金は？ ▶P29商品の
価格設定は？ ▶P7

軽減税率対象品目は？ ▶P5

8%

?

10%

?

陳列方法は？ ▶P15



価格の表示は？ ▶P9

クリームパン	108円
(イートイン)	110円

「イートイン」での
税率は？ ▶P17従業員教育は？
▶P23組合せた商品の
税率は？ ▶P13請求書など追加記載
事項は？ ▶P19
資金繰りへの
影響は？ ▶P21

販売奨励金は？

▶P31

受発注システムの
補助金については？

▶P33

卸売業者

※本書では、店内飲食・イートインは
「イートイン」に統一しています。

軽減税率(8%)対象品目について

2019年10月1日より導入される軽減税率(8%)が適用されるのは、以下のものです。

- ① 酒類と外食を除く飲食料品
- ② 定期購読契約が締結された週2回以上発行される新聞

8%

持ち帰り弁当
飲料
野菜
新米
精米
魚
ノンアルコールビール
テイクアウト・持ち帰り・宅配等は8% (軽減税率)

10%

医薬品・医薬部外品等
ビール
ペットフード
ワイン
イートインで食べる弁当
イートイン・店内飲食は10% (標準税率)

軽減税率(8%)対象品目のまぎらわしい例

軽減税率(8%)対象か標準税率(10%)対象かは、多くの商品を取り扱う小売店にとって、まぎらわしいものも存在します。



〇類似品があるもの

8%

- ・特定保健用食品
- ・エナジードリンク等清涼飲料水

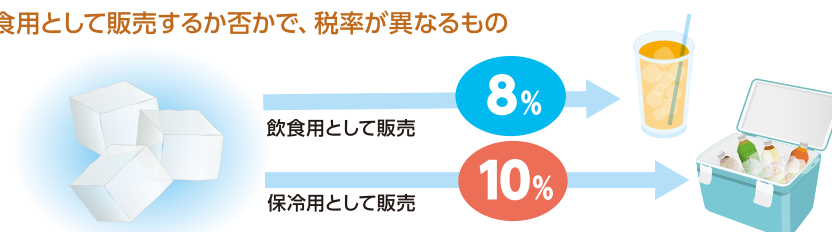
10%

- ・市販の薬
- ・ドリンク剤 等

(医薬品・医薬部外品等のもの)

(医薬品・医薬部外品は標準税率(10%)になります)

〇飲食用として販売するか否かで、税率が異なるもの



(飲食用として販売すれば軽減税率(8%)になります)

〇カタログギフトの販売は10%

カタログギフトとは、「ギフトを贈る」という行為を代行するサービスなので、飲食料品のみを取り扱うカタログギフトであっても標準税率(10%)になります。



〇送料込みは本体と同じ8%で「別途送料」は10%

送料無料や送料込みで軽減税率対象商品販売する場合は全体が軽減税率(8%)ですが、送料が別途価格設定されている場合には送料部分は標準税率(10%)になります。

送料無料

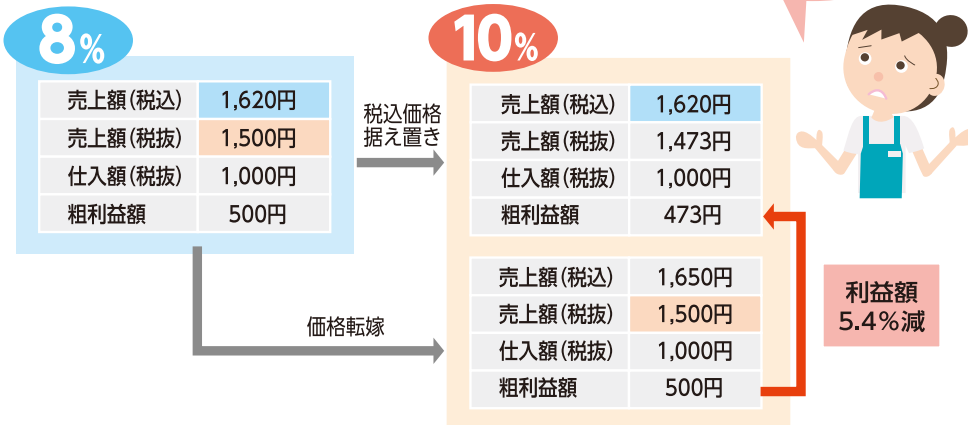
商品価格 = 4,000円 (実質送料込)
消費税額 = 320円 (8%)
合計 = 4,320円

送料別途

商品価格 = 3,000円 + 送料1,000円
消費税額 = 240円(8%) + 100円(10%)
合計 = 4,340円

ここがPoint 自店の商品が軽減税率の対象となっているか確認しましょう

税込価格が同じ(据置き)の場合、
売上も利益も減少



上の図のように税込価格を据置いた場合、税込の売上額は変わりませんが、税抜の売上額と利益額が減少します。消費税率引上げ分を適正に転嫁しましょう。

価格変更に対して政府のガイドライン(※)では「経営判断に基づく自由な価格設定を行うことを何ら妨げない」とあります。消費税率の変更を機に、新たな価格設定、価格変更時期や新商品の投入も検討しましょう。

※「消費税率の引上げに伴う価格設定について」

価格設定は自由な経営判断

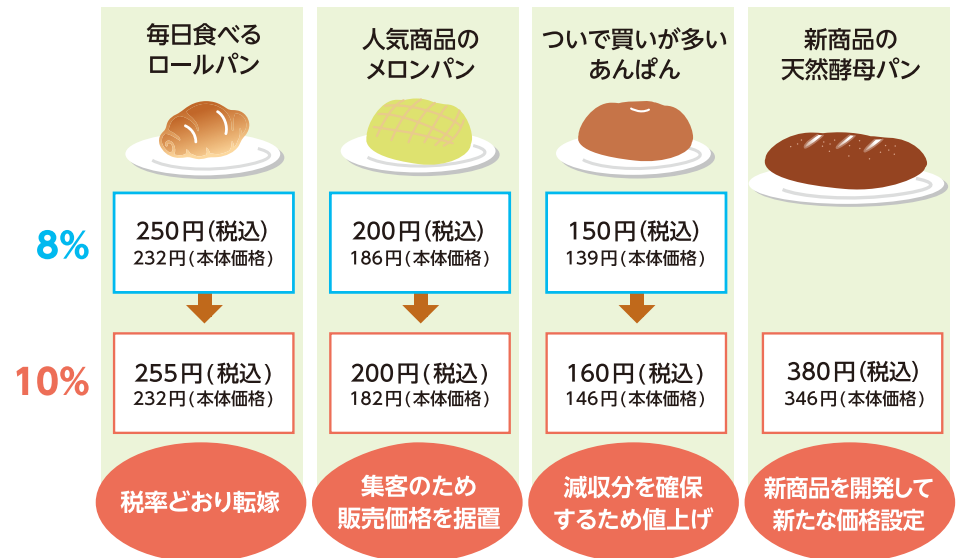
①商品の価格	②タイミング	③新商品投入
商品毎に価格設定を考える	価格変更時期を考える	新商品を企画・開発する

メリハリをつけた価格戦略で対応していく

事業全体として利益確保

税率の引上げで税込価格が上がるとお客様の購買意欲が減退するかもしれません。そこで、一律の税込価格引上げだけでなく、売れ筋や利益率、お客様の購買目的等を考えたメリハリある価格戦略を考えましょう。

○消費税率10%に向けた価格見直しイメージ(イトインでの例)



原価やコストの見直しも同時に実施

事業全体で利益を確保するためには、売価以外に原価やコストの見直しも必要です。適正な原価であることや無駄なコストを使っていないか、この機会に見直ししながら、利益が確保できる価格設定を考えましょう。



当店イチ押し
シャケ弁当

一個当たりの原価

原材料	原価
割箸	5円
容器	8円
香の物	10円
ご飯	50円
.....	
.....	
光熱費	〇〇〇円
人件費	〇〇〇円
合 計	〇〇〇円

見直し

見直し

見直し

ここが
Point

この機会に価格設定を戦略的に見直しましょう

消費税率が変更されたら・・・



誤解されないような表示を検討しましょう

価格表示は、総額表示と外税表示があります。自店の売り方にあった表示方法を検討しましょう。複数の税率表示が混在する場合は、誤認を防止するために、別途説明POP等を作りましょう。

①総額表示と外税表示が混在する場合

総額表示

110円(税込)

外税表示

100円(税抜)

掲載文の例

当店では、税込表示の商品と税抜表示の商品があります。税抜価格の商品につきましては、値札に『税抜』と表示しています。

②複数の税率表示が混在する場合

110円(10%)

108円

掲載文の例

値札に税率表記のない商品は、軽減税率による税込価格ですので、消費税率8%で精算させていただきます。また、値札に「10%」と記載している商品は標準税率による税込価格です。

表示方法	主なメリット	主なデメリット
総額表示	支払総額が明確	値上げの印象・変更作業が必要
外税表示	値上がりした印象が薄い	支払総額がわかりにくい

①イートイン利用がある場合の価格表示例

●税抜価格による表示の場合

〈商品棚の価格表示〉

総菜パン 150円

〈店内掲示等〉

○ 当店の価格は全て税抜表示となっております。
○ なお、持ち帰りとイートインでは、税率が異なりますので消費税額が異なります。

●税込価格による表示の場合

イートインスペースのある
小売店等の商品棚に
おける価格表示

クリームパン 108円
(イートイン 110円)

イートインスペースのある小売店等の価格表示

クリームパン
108円



○ イートインコーナーを利用される場合、税率が異なりますので別価格となります。

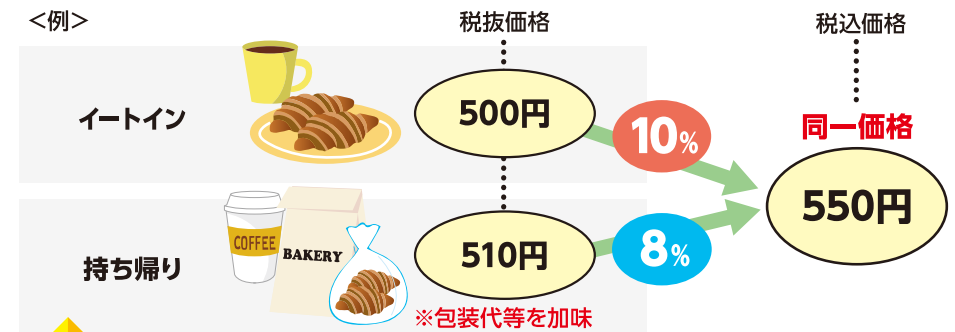
②イートインと持ち帰りの税込価格を同じ（一の税込価格）にして表示する方法

「一の税込価格」とは、イートイン（10%）でも持ち帰り（8%）でも、本体価格を異なるものにする事で、税込価格を同じにする方法です。ただし、納税額を計算するために、どちらの税率で販売したかを区分しておく必要があります。

イートインスペースのある
小売店等の価格表示

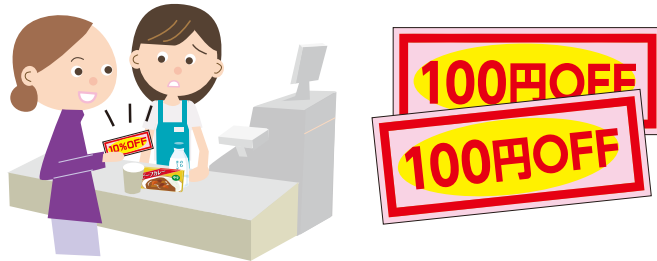
クロワッサン 170円

<例>



お客様から見てわかりやすい価格表示を心がけましょう

税率混在で値引きする場合の扱いは？



税率が違う商品購入時の一括値引き

割引券等の利用でレジ精算時に税率の違う商品について一括して「値引き」をする場合、値引き額を合理的に区分する必要があります。

レシート等で「値引き後の対価の額」または「税率ごとの値引き額」が明示されていれば、合理的に区分されているものと認められるので、いずれかの税率から優先的に値引きすることも可能です。

○標準税率(10%)と軽減税率(8%)の税込価格で値引額を按分する方法
税込価格から100円の値引きができるクーポン利用の場合



○標準税率(10%)の税込価格から優先的に値引きする方法
税込価格から100円の値引きができるクーポン利用の場合



参考：値引き時のレシート記載例

顧客が商品の購入をした際に割引券等を利用したことによる一括値引きが行われた場合のレシートの記載は次のようになります。その際、「値引き後の対価の額」又は「税率ごとの値引き額」が明らかとなっていれば、例えば標準税率対象から優先的に値引きすることも可能です。

○標準税率(10%)と軽減税率(8%)の税込価格で値引額を按分する方法

〇〇スーパー	
TEL 03-〇〇〇〇-〇〇〇〇	
2020年4月1日12時11分	
*レタス	¥216
*牛肉	¥540
みりん	¥165
ワイン	¥990
値引額	¥100
合計	¥1,811
(10%対象	¥1,095)
(8%対象	¥716)
*は軽減税率(8%)対象商品	

計算方法

値引き額

10%対象: $100 \times 1,155 / 1,911 \div 60$

8%対象: $100 \times 756 / 1,911 \div 40$

値引き後の対価の額

10%対象: $1,155 - 60 = 1,095$

8%対象: $756 - 40 = 716$

○標準税率(10%)の税込価格から優先的に値引きする方法

〇〇スーパー	
TEL 03-〇〇〇〇-〇〇〇〇	
2020年4月1日12時11分	
*レタス	¥216
*牛肉	¥540
みりん	¥165
ワイン	¥990
小計	¥1,911
(10%対象	¥1,155)
(8%対象	¥756)
値引額	¥100
(10%対象	¥100)
(8%対象	¥0)
合計	¥1,811
*は軽減税率(8%)対象商品	

計算方法

値引き額

10%対象: 100

8%対象: 0

値引き後の対価の額

10%対象: $1,155 - 100 = 1,055$

8%対象: $756 - 0 = 756$

※「税率ごとの値引き額」又は「値引き後の対価の額」が確認できるときは、標準税率から優先的に値引いたとしても合理的に区分しているものと認められます。

ここが
Point

値引き額を合理的に区分し、レシート等で明示しましょう

一体資産とは

おまけ付きのお菓子や重箱に入ったおせちなど、軽減税率対象商品と軽減税率の対象でない商品を販売する場合で、消費税法上

- ① 食品と食品以外の資産があらかじめ一の資産を形成し、または構成しているもので
- ② 一の資産としての価格のみが提示されているもの

と定義されています。一体資産は原則として標準税率(10%)が適用されます。
なお、次の要件を満たすものについては、全体が軽減税率(8%)の対象となります。

- ① 一体資産の販売価格(税抜)が1万円以下かつ
- ② 一体資産の価額のうちに飲食料品の価額の占める割合が2/3以上となるもの

一体資産に該当

8%

〈販売価格〉

10,000円(税抜)

≥



紅茶パック
フッキー
食器

5,000円(税抜)

〈飲食料品の割合〉



≥

2/3

1万円以下かつ飲食料品が2/3以上

10%

カップ入りケーキ



ケーキを別売のカップと組合せ、そのカップの価格がケーキの価格の約半分の場合

800円(税抜)

カップは食器として
再利用可能

1/3 <



飲食料品以外が1/3を超える

一体資産に該当しない

一体となっている資産「のみ」ではなく、その内訳が提示されている



ビール 200円

10%

+



惣菜 600円

8%

セット価格 800円 (ビール 200円/惣菜 600円)

「あらかじめ」一体となっておらず、お客様が自由に選択できる

家飲みセット 800円

選べるドリンク



10%

OR



+



8%



こちらの商品を
よりどり2品で、
特価、500円(税別)

- 〈一体資産にならないと…〉
1. それぞれの商品ごとに適用税率を判定することとなります。
 2. 個々の商品に係る対価の額が明らかでないときは、商品の価額を適用税率ごとに合理的に区分することとなります。

8%

例えば、高級果実を桐の箱等の高価な容器に入れて販売するような場合には、桐の箱にその商品の名称などを直接印刷等して、その飲食料品を販売するためのみに使用していることが明らかなきは、一体資産ではなく桐の箱も含め飲食料品の譲渡として、軽減税率対象となります。



ここが
Point

一体資産であって、軽減税率の対象となる場合の条件を確認しましょう

もうすぐ消費税率が変更されるのに…



税率変更をお知らせする
POPがない！
お客様は軽減税率制度を
知っているのかしら？

誤解されないよう説明POPを準備しましょう

消費税率引上げ後は、同じ商品でも
税込価格が異なったり、イートイン
か持ち帰りかで消費税率・税込価格
が異なる場合があるので、別途説明
POPを店内に掲示しましょう。



<例>

10月1日から消費税率引上げに伴い
表示価格を改定します。

消費税率の引上げや原材料価格の高騰により、
一部商品につき価格の見直しを行っております。
何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

お客様へ
10月1日から消費税率10%への引上げと
軽減税率制度が実施されます。
商品の税率等について不明な点は
従業員にお問い合わせください。

当店の価格は全て
税抜き表示となっています。
レジ精算時に別途消費税
相当額を申し受けます。



商品の陳列や棚札・POPも工夫しましょう



10%か8%か
わかりやすいわ！

<税率が混在する具体例>

- 酒類と飲料品（お酒とお水やおつまみ等）
- ノンアルコールビールとビール等アルコール飲料
- エナジードリンク等清涼飲料水と
医薬部外品等のドリンク剤
- 特定保健用食品と市販の薬
- その他食品と飲食料品の関連販売などで
混在する場合

酒類は消費税率
10%です。

飲料水は消費税率
8%です。



この棚の商品は
消費税率8%です。



8%

消費税率によって
棚札にシールを貼る等

消費税率によって棚札の色を
変える・外枠に色を塗る等



8%

ここが
Point

売り場をお客様視点で見直しましょう

イートインに当てはまるかの判断は？

もうすぐ消費税率が変更されるけど…



イートインは外食扱いで税率10%

イートインも①場所要件と②サービス要件のいずれも満たしますので、外食と定義されます。

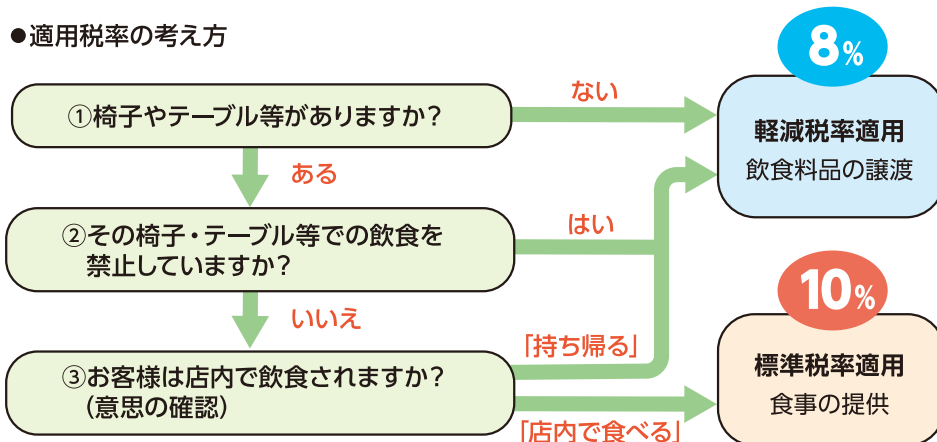
外食の定義は 両要件が必須

- ①場所要件：テーブル・椅子・カウンターその他飲食に用いられる設備（飲食設備）のある場所
- ②サービス要件：飲食料品を飲食させる役務の提供

（※）「飲食設備」とは、その規模や目的を問いません。イートインスペースだけでなく、休憩スペースであっても飲食に用いられるのであれば、飲食設備に該当します。

自店の状況を確認しましょう

●適用税率の考え方



イートイン利用へ対応出来るよう準備しましょう

●お客様への意思確認方法



※「貼り紙」など、営業実態に応じた方法も認められます。

●イートインと持ち帰りの区別

税率が異なるからこそ、イートインであることをお客様から見ても分かるように明確にして、消費税率 10%で購入したお客様が「損をした」と感じないような対策をしましょう。

持ち帰りの場合



イートインの場合



<区別化の具体例>

- ・イートイン利用の場合は、レジ袋には入れずトレイや食器に乗せる、容器の色を変える。
- ・イートイン商品と持ち帰り商品でメニュー内容を変える。(増量、セットメニューなど)
- ・店頭に「イートインご利用のお申し出のあったお客様のみご利用いただけます」等と明記する。

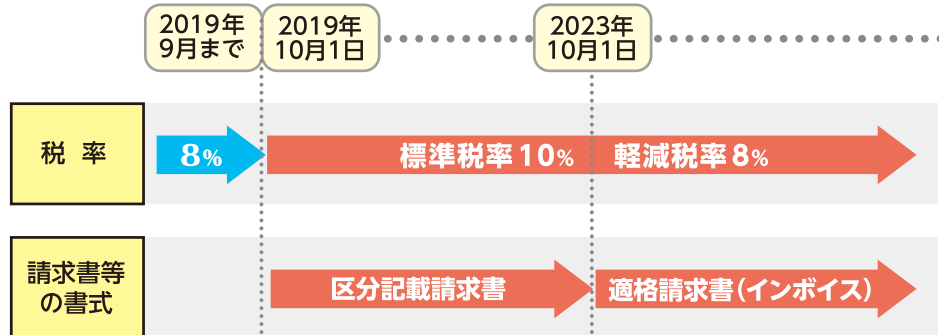


イートインでの適用税率の考え方を確認しましょう

領収書やレシートの追加記載事項は？

請求書等の記載事項の追加

消費税軽減税率制度導入に合わせて、請求書等の記載事項の追加が必要になります。



請求書等			記載項目
3 適格請求書等	2 区分別記載請求書等	1 現行の請求書等	請求書発行者の氏名または名称
			取引年月日
			取引内容
			対価の額
			書類の交付を受ける者の氏名または名称
			①軽減税率の対象品目である旨
			②税率ごとに合計した対価の額
			③登録番号
			④税率ごとの消費税額
			⑤消費税率

区分記載請求書等の作成例

区分記載請求書等にはレシートも含まれます。ここではレシートの作成例を紹介します。

〇〇スーパー
TEL 03-〇〇〇-〇〇〇〇
領収書
2020年4月1日

①軽減税率の対象品目である旨

- * ベーコン ￥270
- * ネギ ￥108
- * ヤマイモ ￥324
- ワイン ￥825

②税率ごとに合計した対価の額

10%対象	￥825
8%対象	￥702
合計	￥1,527

*は軽減税率(8%)対象商品

八百〇
東京都〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
XX年11月1日
領収書

野菜※ ￥108
野菜※ ￥973
雑貨 ￥330
合計 ￥1,411
(10%対象 ￥330)
(8%対象 ￥1,081)

お預り ￥1,500
お釣り ￥89
※印は軽減税率対象商品

八百〇
東京都〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
XX年11月1日
領収書

部門01※ ￥500
部門02※ ￥980
部門03 ￥1500
合計 ￥2,980
(10%対象 ￥1,500)
(8%対象 ￥1,480)

お預り ￥3,000
お釣り ￥20
※印は軽減税率対象商品

多数の商品を登録できないようなレジの場合は、商品の一般的な総称で差し支えありません。
(例:「野菜」「肉」「食品」「飲料品」など)

上記のような「部門1」の表記の場合、取引の内容が記載されているとは言えず、一般的には記載事項を満たしていません。



条件を満たした書式の準備ができているか確認しましょう

消費税額の増額に備えて…



増額した消費税額を
納付するために
資金繰り対策は
どのようにすれば良い？

売上2,000円、仕入1,000円の場合

8%			10%		
	税込	うち消費税		税込	うち消費税
売上	2,160円	160円	売上	2,200円	200円
仕入	1,080円	80円	仕入	1,100円	100円
	1,080円	80円		1,100円	100円

納税額が
1.25倍に！

消費税の滞納は経営に大きなインパクト

- ・延滞税の発生により、さらなる資金繰りの悪化を招きます。
- ・納税証明書が出ないため金融機関からの借入が困難になります。
- ・取引先を含め、社会的信用を失う恐れがあります。

赤字事業者の消費税納税の例

消費税は取引に対して課される税金なので、以下のように赤字の事業者でも納税しなければならない場合があります。

ある小売店の例
売上：年間3,000万円
仕入：年間3,300万円(うち人件費:年間800万円)(すべて税抜)
※人件費には消費税がかかりません
利益：△300万円(赤字)

売上に係る消費税額：3,000万円×10%=300万円
仕入に係る消費税額：2,500万円×10%=250万円
差額 = 50万円 納税額



赤字でも消費税を
納税しなければ
ならない

消費税率引上げに伴う中間申告義務の発生に注意

- ・前課税期間の消費税額(国税部分)が48万円を超える場合には、消費税額の中間申告義務が発生します
- ・中間申告義務が発生した場合、例年より早い時期に消費税を納税することになるため、資金繰りに注意が必要です。

いままで消費税額 500,000円(うち国税393,800円、地方税106,200円)
だった事業者は？

消費税率が10%になると

消費税額 625,000円(うち国税487,500円、地方税137,500円)となって
国税487,500円 > 480,000円なので、中間申告義務が発生します

中間申告義務の有無は前年実績で判断

中間申告義務の有無は前年の消費税額を基に判断されます。前年の消費税額が48万円を超える場合には、当年の売上が低い場合でも中間申告義務は発生します。(前年の消費税額により中間申告の回数が変わりますので、管轄税務署もしくは税理士にご確認ください)

納税準備預金や任意の中間申告制度の活用

- ・消費税を適正に納付するために、以下の2つの対策も検討しましょう。

- ①納税準備預金：金融機関に納税用に別途預金をしておきましょう。
- ②税務署に届け出をすることで、自主的に中間申告書の提出と納付が可能になります。

免税事業者も仕入・諸経費の支払いが増加

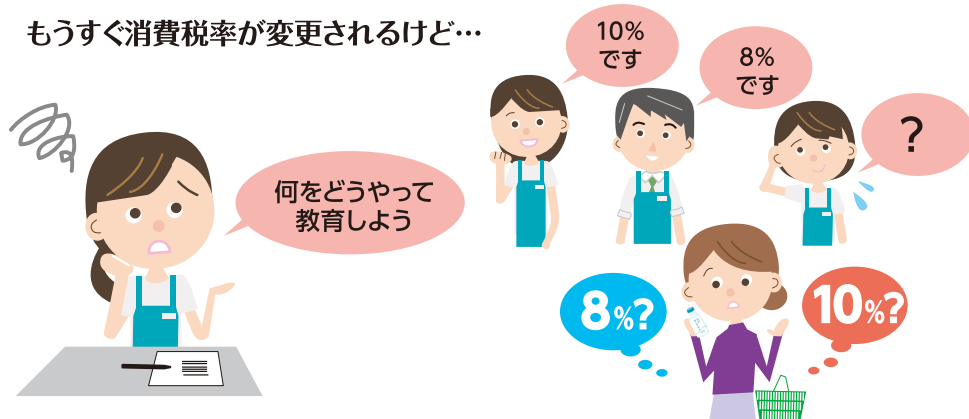
- ・免税事業者は消費税の納税が免除されていますが、仕入・諸経費の支払い時にはすでに消費税を含んだ金額を支払っています。当然、免税事業者も資金繰りに注意しなければなりません。

免税事業者も
油断大敵ね



消費税率引上げにより納税額が増加し資金繰りを圧迫する
可能性がないかどうかを確認しましょう

もうすぐ消費税率が変更されるけど…



従業員教育の必要性

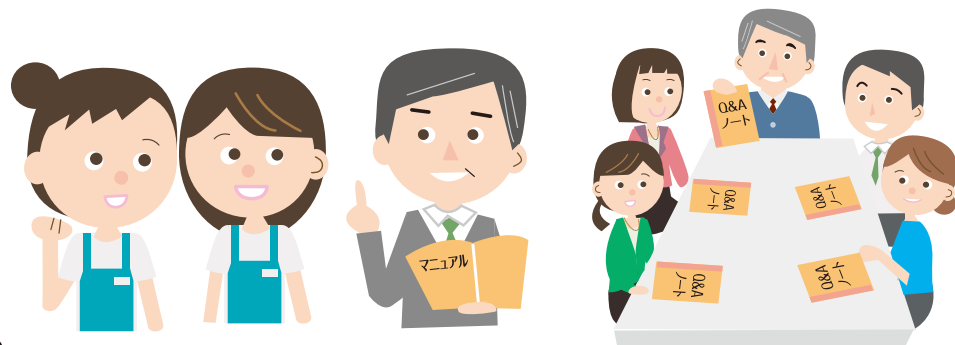
軽減税率制度導入でお客様が税率を判断できないケースが想定されます。
正しく答えられるためにも、従業員教育は必要です。

必要な主な教育内容

- 軽減税率制度について(対象品目や持ち帰り・イートイン)の理解
- レジ操作の確認
- 接客対応(問い合わせへの対応と説明の仕方)を共有

準備すべきこと

- テキストやマニュアルの作成
- お客様への説明資料の作成
- 勉強会の実施
- ケーススタディ(事例研究)とロールプレイング(役割演習)



従業員教育実施での留意点

目指すは知識と意識の共有です。以下の点に留意して早めに準備をしましょう。

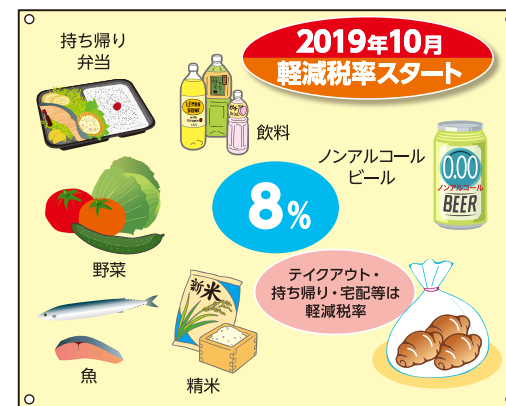
- 全従業員のスケジュールに勉強会等教育する時間を組み込む
- 勉強会は複数回実施し、それぞれリーダー(責任者)を選出

ケーススタディの参考例

「持ち帰り」と言ったのに、店内で食べてしまう場合はどうする？



案内用掲示物・POP例



酒類は
消費税率
10%です。

飲料水は
消費税率
8%です。

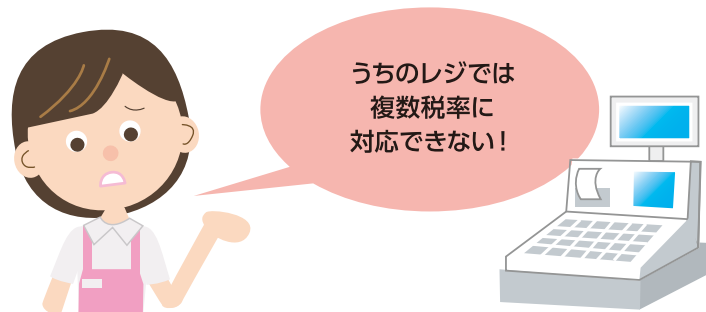
「イートインコーナー」を利用される場合、税率が異なりますので別価格となります。



従業員教育は計画的に実施しましょう

レジの導入・改修の必要性は？

明日から消費税率が変更されるのに…



レジは複数税率対応が必須

2019年10月1日以降は、標準税率(10%)と軽減税率(8%)のいずれにも対応できるレジが必要になります。

その際レジでは、

- ①複数の税率で売上を登録すること、
 - ②区分記載請求書等の発行、
- が必要になります。

詳細は①P27、②P20をご覧ください

新しいレジの
使い方を覚える時間も
必要ね…



区分記載請求書

(平成31(2019)年10月1日～)

〇〇ベーカリー
TEL 03-XXXX-XXXX
20XX年4月01日(土) 17:45

食パン * 1点 300 300円
ゴマパン * 1点 250 250円
シュークリーム * 1点 180 180円
保冷剤 20円

8%対象計 730円
(内税額 54円)
10%対象計 20円
(内税額 1円)

合 計 750円
お預かり 1,000円
お 釣 り 250円

*印は軽減対象

レジの導入・改修に活用できる補助金

複数税率に対応するため、新規レジの導入や既存レジの改修が必要な場合、補助金を利用することができます。

レジ代の 3/4も
補助してもらえて
助かったわ！



複数税率対応レジの導入支援(A型)

補助率：3/4以内(3万円未満のレジを1台のみ購入する場合は4/5以内)

上限額：一台あたり20万円(一部40万円)

一事業者あたり200万円まで

電子的受発注システムの改修等(B型)や、請求書管理システムの改修・導入(C型)に活用できる補助金もあります(P33)。詳細は下記ホームページをご覧ください。

軽減税率対策補助金に関する問合せ

軽減税率対策補助金事務局

TEL：0120-398-111(通話料無料) URL：<http://kzt-hojo.jp>

導入するならどんなレジ？

レジには大きく分けて三種類があります。新規導入の場合は使い勝手を考え、事前によく検討しましょう。

タブレットレジ

小規模飲食店で利用が増えています。導入にかかる費用が比較的安く、売上データの集計も容易にできるのが特徴です。

POSレジ

スーパー・コンビニや大きな飲食店などで良く見かけます。大量の売上データを集計できるようになっています。

メカレジ

昔ながらの簡易的なレジです。売上履歴はジャーナルと呼ばれるレシートと同じ紙で記録します。



複数税率に対応できるようレジの導入・改修をしましょう

具体的なレジの設定変更は？

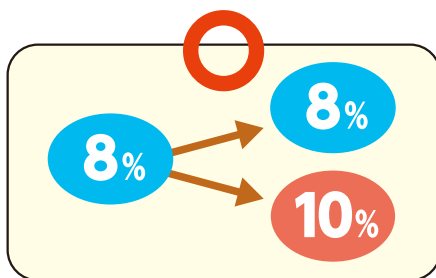
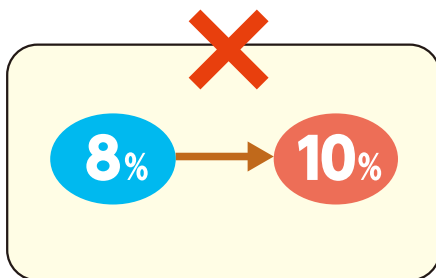
レジの種類や運用方法によって設定内容は大幅に異なります



ただ税率を
変更するだけだから
すぐできるでしょう？



直前になってからでは間に合わないかも！

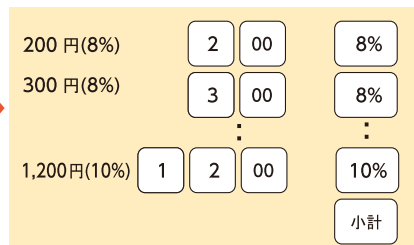
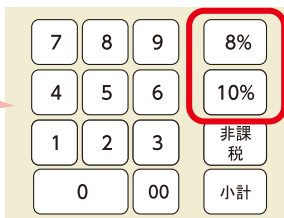


レジによって設定の内容は異なりますが、軽減税率対象商品を扱う可能性があるのであれば、複数税率に対応するよう設定変更や改修が必要となります。また商品データをマスタとしてレジ内等を持つ場合は、マスタの編集が必要になる可能性があります。

メカレジなど、マスタ無しの場合

複数税率に対応するための税率ボタンを設定しましょう。

イートイン/
持ち帰り、
それぞれ商品ごとに
税率キーを
打ち分ける



打ち分け例

POSレジなど、マスタ有りの場合

税率データをマスタに持たせず
税率ボタンで打ち分ける方法

商品マスタ

商品名	価格
メロンパン	200
サンドイッチ	200
クロワッサン	200
フランスパン	200

税率データをマスタに持たせ
用途によって商品を選ぶ方法

商品名	分類	価格	税率
メロンパン	イート	200	10%
メロンパン8 持		200	8%
クロワッサン	イート	200	10%
クロワッサン8 持		200	8%

打鍵画面

メロンパン	食パン
アンパン	フランスパン
サンドイッチ	ゴマパン
クロワッサン	パイ
8%	
10%	

イートイン 持ち帰り

メロンパン 10%	食パン 10%	メロンパン 8%	食パン 8%
アンパン 10%	フランスパン 10%	アンパン 8%	フランスパン 8%
サンドイッチ 10%	ゴマパン 10%	サンドイッチ 8%	ゴマパン 8%

メリット

ボタンの数が少なくて済むため、
販売商品数が多くても対応しやすい

商品ボタンを押すだけで、
売上登録できる

デメリット

商品ごとに税率ボタンを打つため、売上
登録時にボタンを打つ数が増える

各商品それぞれに税率ごとのボタンを
作る必要があり、ボタンの数が増える

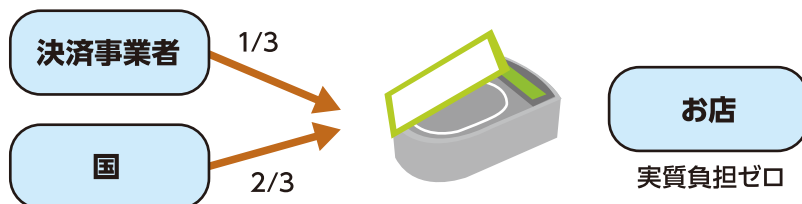
ここが
Point

早めにレジメーカー等に相談しましょう

キャッシュレス対応に活用できる事業が始まります

経済産業省では、消費税率引上げ後の消費喚起と、国内におけるキャッシュレス決済の普及を促進するため、「キャッシュレス決済・消費者還元事業」を実施します。

メリット 1 キャッシュレス決済対応端末が費用負担無しで導入可能！



メリット 2 決済手数料3.25%以下、さらに期間中1/3の補助あり！



事業期間内(2019年10月～2020年6月予定)の決済手数料は3.25%以下となります。さらにその1/3を国が補助しますので、実質2.1%以下の手数料となります。

メリット 3 消費者にポイント還元で集客力UP！

中小・小規模事業者において購入した消費者に、その購入金額の5%（フランチャイズチェーンに属する場合は2%）をポイントとして還元します。



メリット 4 レジ締め、現金取り扱いコストを省いて業務効率化！

売上と現金を合わせる手間などが減り、業務効率向上につながります。

キャッシュレス決済とは

クレジットカード、電子マネー、QRコード決済など、電子的に繰り返し使用できる決済手段のこと。

※今後本制度の詳しい情報が政府から発表される見込みです。
詳しくは<https://cashless.go.jp/>をご覧ください。

軽減税率対策補助金とキャッシュレス・消費者還元事業の比較

制度概要

軽減税率対策補助金

本制度は、飲食料品等を扱う中小・小規模事業者の軽減税率対応を支援する目的から、複数税率対応のレジと併せて、付属機器として決済端末等を導入する際に係る費用を補助することとしている。

中小・小規模事業者が購入するもの

- ①複数税率対応のレジ本体
 - ②レジに付属する機器（決済端末を含む）
 - ③設置に要する経費
- 必要な経費の1/4を中小・小規模事業者が負担、残りの3/4を国が補助

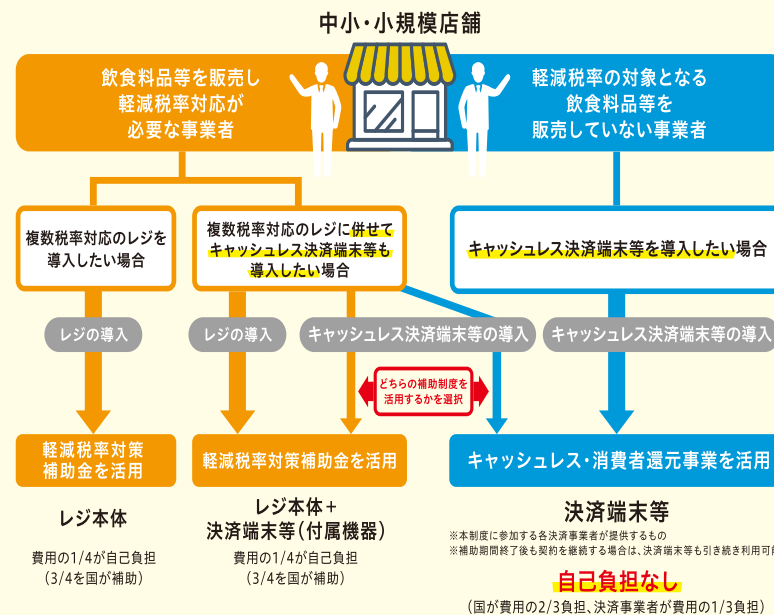
キャッシュレス・消費者還元事業

本制度は、消費税率引上げ後の消費喚起と中小・小規模事業者のキャッシュレス化を推進する目的から、決済手数料の補助に加えて、キャッシュレス決済端末の導入に係る費用を幅広く補助することとしている。

本制度に参加する各決済事業者が提供するもの

- ①キャッシュレス決済端末
 - ②決済端末の利用に必要な付属機器
 - ③システム利用料、設置費用等
 - ④タブレット、スマートフォン等
- 自己負担なし

制度の活用パターン



4月から対象店舗の登録開始！

本項の情報は2019年2月8日現在のもので、最新情報は経産省HP等でご確認ください。

販売奨励金の対応はどうなる？

卸売業者等が販売促進の目的で、販売数量や販売高等に応じて取引先に金銭を支払う「販売奨励金」は、その元となった取引が「飲食料品の譲渡」であれば、軽減税率が適用されます。ただし、役務の提供の対価として別途支払いが行われるような奨励金については、売上の元となった取引にかかわらず、標準税率が適用されます。



販売奨励金がある場合の請求書等の記載事項はどうなる？

販売奨励金を支払った事業者については、その販売奨励金に係る売上の取引事実に基づいて、適用される税率を判断することとなります。

販売奨励金が、軽減税率対象と標準税率対象の金額に合理的に区分されていないときは、その対象となった売上の内容に応じて税率ごとに按分し、区分することとなります。

販売奨励金のある請求書でも、区分記載が必要となり、以下のような2点を記載した請求書を事業者から交付を受けることになります。

- ①税率ごとに合計した課税資産の譲渡等の対価の額（税込）を記載
- ②税率ごとの販売奨励金の額を記載

●販売奨励金が入った請求書の例

請求書

(株)〇〇御中 XX年11月30日

109,400円（税込）

日付	品名	金額
11/1	小麦粉 ※	5,400円
11/1	キッチンペーパー	2,200円
11/2	牛肉 ※	10,800円
⋮	⋮	⋮
	小計	131,200円
①	10%対象	88,000円
	8%対象	43,200円
	販売奨励金（10月分）	△21,800円
②	10%対象	△11,000円
	8%対象	△10,800円
	合計	109,400円

※印は軽減税率対象品目 (株)〇〇物産



ここが
Point

販売奨励金はその元となった取引が「飲食料品の譲渡」であるかを確認し、正しい税率を適用しましょう

受発注システム改修等の補助金は？

商店からの発注のシステム、今のままでは複数税率に対応できない…！



軽減税率対策補助金(B型・C型)を活用できます

受発注システムの改修等 (B型)

補助率：3/4 (一部パッケージ製品は1/2)

補助上限額：小売事業者等の発注システム 1,000万円

卸売事業者等の受注システム 150万円

発注・受注両方の場合 1,000万円

請求書管理システムの改修等 (C型)

補助率：3/4 (一部パッケージ製品は1/2)

補助上限額：一事業者あたり150万円

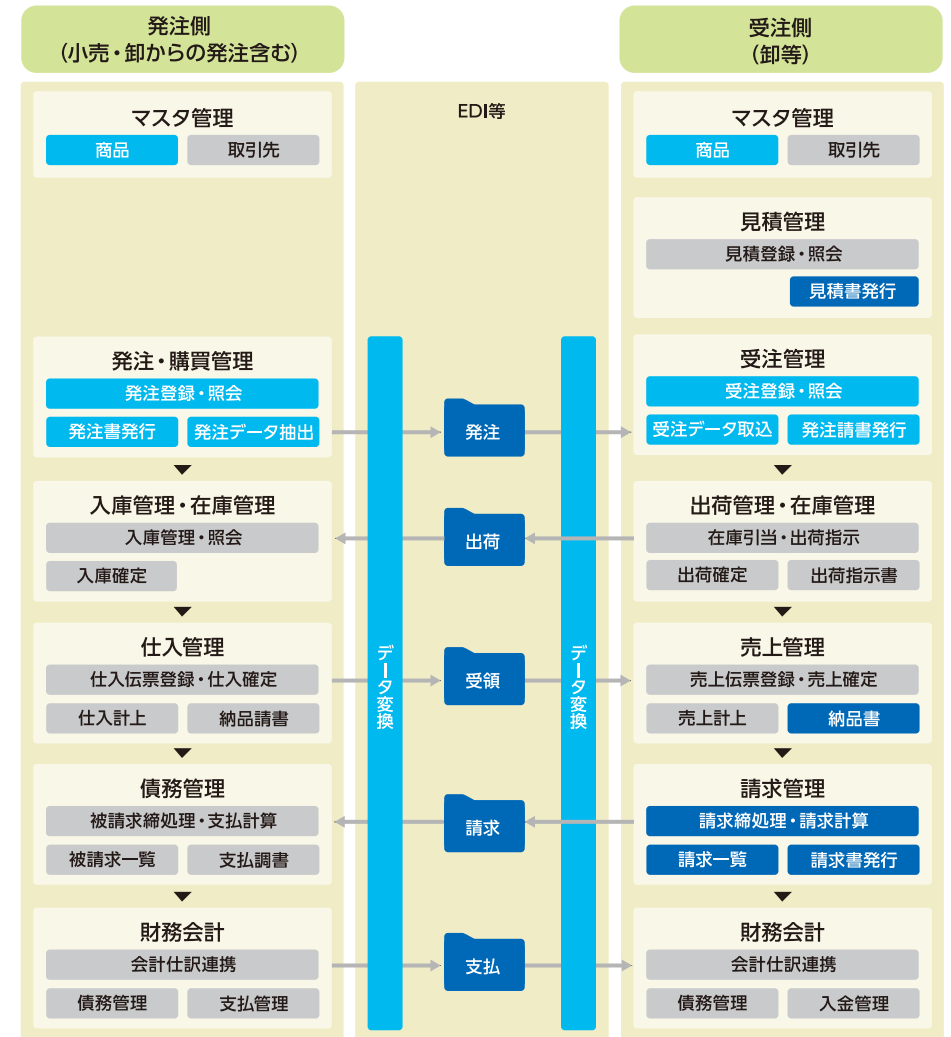
※B型・C型を併用する場合には別途条件があります。

システム会社に改修を依頼する場合は、「指定業者」として登録されているシステムベンダーによる事前申請(2019年6月28日まで)が必要となります。依頼が混み合う可能性が高いため、早めに相談しましょう。



まずはシステムベンダーに相談しましょう

参考：システム改修等の範囲の図



水色の部分が電子的受発注システムの機能の範囲且つ、補助対象範囲です。(B型)

青色の部分が請求書管理システムの機能の範囲且つ、補助対象範囲です。(C型)

最新情報や詳細は下記ホームページにてご確認ください。

軽減税率対策補助金に関する問合せ

軽減税率対策補助金事務局

TEL : 0120-398-111 (通話料無料) URL : <http://kzt-hojo.jp>

お問い合わせ先一覧

各地商工会議所「消費税軽減税率・転嫁対策相談窓口」

消費税軽減税率対策や、価格転嫁対策に関する国の施策をはじめ、経営に関する様々なご相談に対応いたします。
最寄りの商工会議所はこちらから検索いただけます。

商工会議所一覧

検索

<https://www5.cin.or.jp/ccilist/search>



ご相談内容	窓口	連絡先
軽減税率制度 (対象品目・税額の 計算方法など)	国税庁 消費税軽減税率 電話相談センター	TEL：0570-030-456または お近くの税務署にお問い合わせください。 税務署の電話番号等は、国税庁のホーム ページから確認いただけます。 国税庁ホームページ http://www.nta.go.jp/about/ organization/access/map.htm
中小・小規模の小売 事業者等に対する レジの導入・システム 改修等に係る補助金	軽減税率対策 補助金事務局	TEL：0120-398-111 (通話料無料) 軽減税率対策補助金事務局ホームページ http://kzt-hojo.jp
軽減税率対策に係る 設備投資へのご融資	日本政策金融公庫 沖縄振興開発金融 公庫	日本政策金融公庫(事業資金相談ダイヤル)： TEL：0120-154-505 沖縄振興開発金融公庫： TEL：098-941-1795
消費税転嫁対策等に 関する相談	内閣府 消費税価格転嫁等 総合相談センター	TEL：0570-200-123
軽減税率実施に伴う 税に関する相談	日本税理士会連合会	お近くの税理士会へお問い合わせくだ さい。
その他 中小企業支援施策全般	中小企業庁 相談室	TEL：03-3501-4667

memo

今すぐ始める軽減税率対策 〈小売／卸売向け〉

発行日：2019年3月 初版

発 行：日本商工会議所 中小企業振興部

〒100-0005 東京都千代田区丸の内3-2-2

<https://www.jcci.or.jp>

本書は、信頼できると思われる各種情報に基づいて作成しておりますが、その正確性、安全性を保證するものではありません。また、本書に基づく事業展開等で不利益などの問題が生じた場合、一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。